

## 各務原市無届取引等事務処理要綱

(平成21年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)

第23条第1項の規定に違反した者に対する事務処理に関し必要な事項を定め、もって法の適正な運用に資することを目的とする。

(無届取引等の定義)

第2条 この要綱において「無届取引等」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 法第23条第1項の規定に違反し、土地売買等の契約を締結して2週間以内に届出(以下「事後届出」という。)を行わないこと。
- (2) 事後届出について、虚偽の届出をすること。

(無届取引等の把握)

第3条 市長は、原則として毎年4回(3月、6月、9月及び12月)、無届取引等の疑いのある事案を把握するものとする。

2 無届取引等の疑いのある事案の把握は、主として、地方税法(昭和25年法律第226号)第382条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する登記所からの通知書の閲覧によるほか、必要に応じて、次に掲げる方法を参考として行うものとする。この場合において、その土地の所在する区域における要届出面積未満の取引であっても、一団性の認定に留意するものとする。

- (1) 各務原市遊休土地実態調査実施要綱(平成21年4月1日決裁)に基づく未利用地調査
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定による許可、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第50条第2項に規定する標識の掲示に係る届出、農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項又は第73条第1項の規定による許可、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可その他法令による許可等を所管する部局との情報交換及び当該許可等に係る申請書等の照合

(3) 新聞折込み、各種広告物等に基づく情報収集

(4) 前3号に掲げるもののほか、一般住民からの通報及び関係機関からの情報収集

3 市長は、前項の規定により無届取引等の疑いのある事案を把握したときは、違反

事案カード（様式第1号）を作成するものとする。

（権利取得者への照会及び事情聴取）

第4条 市長は、違反事案カードに記載された事案に係る権利取得者（土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者をいう。以下同じ。）に対し、その取引の内容等を、第2条第1号に掲げる事案については様式第2号により、同条第2号に掲げる事案については様式第3号により照会を行い、回答書（同条第1号に掲げる事案については様式第4号、同条第2号に掲げる事案については様式第5号）に必要な書類を添えて回答させるものとする。

2 市長は、回答書により無届取引等に該当する事案であるか調査を行うとともに、その結果を違反事案カードに記載するものとする。

3 市長は、第1項の照会によっても当該土地売買等の内容について不明な点があるときは、権利取得者に対し詳細な報告を求めるものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、様式第6号により出頭を求め、事情聴取を行うものとする。

4 市長は、第1項に規定する書類の提出等に当たって、権利取得者が不動産業者であるとき、又は当該取引に不動産業者が代理し、若しくは媒介しているときは、当該物件の広告等の状況、購入又は販売の方法及び状況（購入済若しくは販売済又は未済の状況、購入又は販売の相手方等）並びに過去の販売実績及び将来の販売計画について報告を求めるものとする。

5 第1項の規定により照会等を行った事案について、確認の結果、無届取引等に該当しない事案であった場合は、権利取得者に対し、その旨を連絡するとともに違反事案カードを廃棄するものとする。

（届出期間経過後等の届出）

第5条 前2条の規定にかかわらず、各務原市土地取引等事後届出事務処理要綱（平成21年4月1日決裁）第6条の規定により受け付けた届出書に係る無届取引等の把握については、権利取得者からの報告を徴収すること等により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書を受け付けたときは、違反事案カードに所要事項を記載するものとする。

3 市長は、第1項に規定する届出書によっても当該土地売買等の内容について不明な点があるときは、権利取得者に対し詳細な報告を求めるものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、様式第6号により出頭を求め、事情聴取を行うものとする。

(無届取引等の権利取得者に対する措置等)

第6条 市長は、前2条の規定により確認された無届取引等について、土地売買等の内容を検討するとともに、権利取得者の違反歴、国土交通省が作成した広域違反業者一覧表への掲載の有無等を考慮し、次項から第6項までの措置等を行い、その内容を違反事案カードに記載するものとする。

2 市長は、権利取得者に対し、注意書(様式第7号)により注意を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、違反の程度が軽微と認められるものについては、第2条第1号に掲げる事案については様式第8号、同条第2号に掲げる事案については様式第9号、第5条第1項に規定する事案については様式第10号により、注意書に代えることができる。

4 市長は、注意書により注意を行ったときは、権利取得者が法人であるときは当該法人に対し始末書(様式第11号)及び改善計画書(様式第12号)を、権利取得者が個人であるときは当該個人に対し始末書を、提出させるものとする。

5 市長は、無届取引等の内容が法第24条第1項又は第27条の2に規定する場合に該当すると認められるときは、次条の規定による措置を行うものとする。

6 第2項から前項までの規定による措置等については、必要に応じ、無届取引等の権利取得者の出頭を求めて行うことができる。

(勧告及び助言)

第7条 市長は、第2条第1号又は第5条第1項に規定する無届取引等の権利取得者に対し、当該無届取引等に係る土地の利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しないと認めるときは、当該無届取引等に係る土地の利用目的の変更の勧告を行うものとする。

2 市長は、第2条第1号又は第5条第1項に規定する無届取引等の権利取得者に対し、土地の利用目的について必要と認めるときは、助言を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定により勧告又は助言を行ったときは、当該権利取得者に対し、期限を付して是正措置完了報告書(様式第13号)に必要な書類を添えて提出させるものとする。

(告発)

第8条 市長は、無届取引等につき次に掲げる事情があるときは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により告発するものとする。この場合において、所轄司法警察員あてに告発状(様式第14号)を送付することによ

り行うものとする。

(1) 正当な理由がないのに是正指導等に従わないことを放置すれば当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用に重大な支障を生ずると認めるとき。

(2) 無届取引等が繰り返されることや、無届取引等の権利取得者が不動産業者であること等、当該無届取引等の態様が特に悪質であるため、当該無届取引等を放置すれば法の適正な運用に重大な支障を生ずると認めるとき。

2 市長は、告発を行うときは、第6条第2項の規定による注意を行わないものとする。

3 市長は、告発を行おうとする場合は、岐阜県知事と協議するものとする。

4 市長は、告発を行った場合は、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

(措置結果の報告)

第9条 市長は、違反事案カード（当該年中（1月から12月まで）に把握した事案に係るすべてのカード（措置結果の報告時点において処理中の事案も含む。）及び前年中に把握した事案で前年分の措置結果の報告時点において処理中の事案であったカードをいう。）を様式第15号により把握した年の翌年2月末日までに岐阜県知事に報告するものとする。

(警察当局との連携)

第10条 市長は、無届取引等に関し、必要があると認める場合には、所轄の司法警察員との情報交換を行う等警察当局との連携を密にするものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

違反事案カード

把握年月日	年 月 日
市整理番号	号
県整理番号	号

取引年月日		所 在	土地利用計画 上の区分	現 状 地 目	面 積		当 事 者				移転後の 利用目的	売 買 価 額			
契約	登記				登 記	実 測	譲 渡 人		譲 受 人			土 地		工 作 物 等	
							住 所	氏 名	住 所	氏 名		総 額	単価 (㎡当り)	種 類	総 額
					㎡	㎡						円	円		円
						TEL		TEL							
						免許証番号		免許証番号							
						号		号							
売 買 ( 販 売 ) の 状 況				違反の態様とその経緯				処理経過		措 置		備 考			
広告等の状況		売買（販売）方法		売買（販売）状況						届出日（遅延等）		内容		年月日	
										年 月 日		指導通知 (第6条第3項)			
										照 会		文書注意 (第6条第2項)			
										年 月 日		始末書・ 改善計画書			
										回答（有・無）		是正指導 ・助言等			
										年 月 日		告発			
								宅建業者の介在の有無				事情聴取		情報提供	
								介在宅建業者		住 所		年 月 日		宅建業者の場合	
										氏 名		場 所		不 明	
								免許証番号						無違反	

(注) (1) 「把握年月日」欄には、無届取引等の疑いのある事案を把握した年月日を記載すること。

(2) 無届取引等の疑いのある者との接触ができないこと等により、当該土地取引が無届取引等に該当するか否かが不明である場合は、その顛末を「備考」欄に記入するとともに「不明」として取り扱うこと。

(3) 無届取引等を行った者について、事情聴取等の結果、その情状等から措置の必要がないと判断した場合には、その旨を「備考」欄に記入するとともに「無違反」として取扱うこと。

第 号  
年 月 日

様

各務原市長



土地取引に係る照会について

一定面積以上の土地取引には国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）の規定に基づき土地売買等の契約を締結した日から起算して 2 週間以内に必要事項を市長に届け出なければなりません。

登記情報を確認（※把握方法を記載）したところ、あなたが行った下記の土地取引について、現在届出書が提出されておられません。

つきましては、取引の内容について、別紙回答書に必要事項を記入のうえ、年 月 日までに回答をお願いいたします。なお、下記の土地取引に関する書類（土地売買の契約書の写し等）についても合わせて提出いただくようお願いいたします。

今回の回答をいただいてもなお、不明な点がある場合等には、追って連絡等をさせていただきますことを申し添えます。

記

1 土地の所在	
2 面積	m <sup>2</sup>
3 取引の相手方	
4 不明事項	

※届出制度の概要については、別添の資料をご覧ください。

※この照会について不明な点がありましたら、次までお問い合わせください。

第 号  
年 月 日

様

各務原市長



土地取引に係る照会について

あなたが行った下記の土地取引については、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定に基づく届出に関し、不明な点があります。

つきましては、取引の内容について、別紙回答書に必要事項を記入のうえ、 年 月 日までに回答をお願いいたします。

また、下記の土地取引が、同法の規定に反し、事後届出について虚偽の届出を行なったものである場合には、このような行為を行うに至った理由を説明いただくと共に、今回の土地取引に係る「土地売買等の契約書の写し」もあわせて提出していただくようお願いいたします。

なお、今回の回答をいただいてもなお、不明な点がある場合等には、追って連絡等をさせていただきますことを申し添えます。

記

1 土地の所在	
2 面積	m <sup>2</sup>
3 取引の相手方	
4 不明事項	

※届出制度の概要については、別添の資料をご覧ください。

※この照会について不明な点がありましたら、次までお問い合わせください。

様式第4号（第4条関係）

（回答その1）

回 答 書

年 月 日

（宛先）各務原市長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

（担当者）  
連絡先電話番号（ - - ）  
宅地建物取引業免許の有無 有・無  
免許番号[ ]

業 種	1	不動産業
	2	建設業
	3	金融保険業
	4	製造業
	5	商業
	6	運輸業
	7	その他

土地取引に係る回答について

さきに照会のありました土地取引の内容について、下記のとおり回答します。

記

1 土地の所在	
2 面積	m <sup>2</sup>
3 契約金額	(土地) 円 (単価 円/m <sup>2</sup> ) (建物・工作物等) 円
4 所有権等の移転等の原因	(a) 売買 (b) 交換 (c) 代物弁済 (d) その他 ( )
5 取引についての特別な事情	
6 契約年月日	
7 土地の利用目的	
8 宅地建物取引業者が介在している場合は、その所在地、名称	(所在地) (名称)
9 不明事項に対する説明	



(回答その2)

10 届出を行わなかった理由	<p>※土地売買等の届出が必要であったにもかかわらず、届出がなされなかったものである場合においては、該当するものに○をしてください。</p> <p>(a) 国土利用計画法に基づく届出（以下「届出制度」という。）を知らなかった</p> <p>(b) 届出が不要な取引であると判断した (判断の理由を記入してください)</p> <p>[ ]</p> <p>(c) 届出制度は知っていたが、届出することを忘れていた</p> <p>(d) その他（具体的に記入してください）</p> <p>[ ]</p>
11 必要書類	<p>(届出が必要であった場合) 土地売買等の契約書の写し</p> <p>(届出が不要である場合) 適用除外の内容を証明する書類の写し（許可書の写し等）</p>

(回答その1・回答その2)

記入要領

項目	記入内容
1 土地の所在	■取引を行った土地の所在
2 面積	■取引を行った土地の面積
3 契約金額	■契約により支払われた金額 ※(土地) 基本的には土地だけの代金を記入してください。ただし立木等も含めた土地として契約された(契約書に土地代金、立木等と区別して表記していない)場合は全体の契約金額を記入してください。 ※(建物・工作物等) 土地取引に関連して、そこに存する工作物等(立木、建物、庭石等)の取引がなされた場合で、契約書にその旨が記載してある場合に、金額と工作物等の種類を記入してください。土地代金に含まれるなど、特に表記していない場合は「なし」と記入してください。
4 所有権移転等の原因	■今回の所有権等の移転がなされた原因 ※その他の場合は、原因(例えば「相続」等)を記入してください。
5 取引についての特別な事情	■特別な事情 ※別紙「届出の適用除外について」の内容に該当する場合、その内容(農地法第3条の許可を得た等)を記入してください。 ※特別な事情がない場合は「なし」と記入してください。
6 契約年月日	■契約が締結された年月日
7 土地の利用目的	■譲り受けた土地の利用目的 ※例えば、別荘地分譲、山林育成、建築物建築、資産保有等を記入してください。
8 宅地建物取引業者が介在している場合はその住所、氏名	■今回の取引に仲介の手続等を行った宅地建物取引業者の住所及び氏名 ※宅地建物取引業者が介在している場合は通常契約書の当事者署名・捺印欄の下等に表記があります。表記していない場合は「なし」と記入してください。
9 不明事項に対する説明	■不明事項に対する説明 ※別紙「届出の適用除外について」の内容に該当するため届出不要の場合は「適用除外」と記入し、その内容を証明する書類を添付してください。
10 届出を行わなかった理由	■届出を行わなかった理由 ※土地売買等の契約書の写しを添付してください。 ※届出が不要な取引であると判断した場合は、その理由を記入してください。 ※その他の場合は、具体的に内容を記入してください。

様式第4号（別紙）

届出の適用除外について

許可制	事後届出制	事前届出制 （注視区域）	事前届出制 （監視区域）	内 容	根拠条文※
○				規制区域における不許可買取り	令第6条第1号
○	○	○	○	公有水面埋立法の許可	令第6条第4号
○	○	○	○	農地法第3条の許可	令第6条第7号
○	○	○	○	民事調停法による調停	法第14条第2項等
○	○	○	○	民事訴訟法による和解	令第6条第2号
○	○	○	○	家事審判法による調停	令第6条第5号
○	○	○	○	民事再生法、社会更生法、破産法、会社法等の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合	令第6条第3号
○	○	○	○	新住宅市街地開発法に基づき処分計画に従って行う処分	令第6条第8号
○	○	○	○	新都市基盤整備法に基づき処分計画に従って行う処分	令第6条第9号
○	○	○	○	滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行により換地する場合	令第6条第10号
○	○	○	○	土地収用法に基づくあっせん又は和解の場合	令第6条第6号
○	○	○	○	非常災害の応急措置を講ずるために行われる場合	令第6条第11号
協議	○	○	○	当事者の一方又は双方が国、地方公共団体等である場合	法第18条等
×	○	○	○	国土利用計画法に基づく遊休土地の買取り	令第17条第2号
×	○	○	○	土地収用法による事業認定の告示（都市計画法等による認定の告示とみなされる場合を含む。）に係る事業の用に供される土地を任意買収する場合	令第17条第3号
×	○	○	○	森林法第55条の協議に基づき土地の所有権の移転が行われる場合	令第17条第4号
×	○	○	○	都市計画法第56条の規定による土地の買取りの場合	令第17条第5号
×	○	○	○	都市計画法第58条の9に基づく遊休土地の買取り	令第17条第6号
×	×	○	○	宅地分譲、マンション分譲、不動産特定共同事業の場合で、都道府県知事等の事前確認を得ている場合	令第17条の2第1項第3号から第5号まで
×	○	×	×	規制区域、注視区域又は監視区域の指定がなされている土地における土地売買等の契約	法第23条第2項第2号
×	○	×	×	規制区域、注視区域又は監視区域の指定が解除された際に、利用目的を変更しないでする土地売買等の契約	令第17条第7号及び第8号
×	×	○	○	規制区域の指定が解除され、注視区域又は監視区域が指定された際に、予定対価の額を変更しないでする土地売買等の契約	令第17条の2第1項第6号
×	×	○	×	監視区域の指定が解除され、注視区域が指定された際に、予定価格の額を変更しないでする土地売買等の契約	令第17条の2第1項第7号
×	×	×	○	監視区域の指定がされた際に、注視区域における事前届出がされ、予定対価の額を変更しないでする土地売買等の契約	令第18条の2第4号

※「法」は国土利用計画法、「令」は国土利用計画法施行令を示しています。  
根拠条文は、1つの例を挙げたものであり、他の制度で引用されている場合があります。

(注意)

- ・適用除外の対象は○、適用除外の対象外は×となっている。
- ・該当する適用除外の内容だけを残し、不要な行列は削除すること。
- ・不要な行列とは、適用除外の対象とならない行及び許可制から事前届出制（監視区域）までの列のことをいう。
- ・国土利用計画法の説明が記載された文書（国パンフレット等）を別途添付すること。

様式第5号（第4条関係）

（回答その1）

回 答 書

年 月 日

（宛先）各務原市長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

（担当者 ）  
連絡先電話番号（ - - ）  
宅地建物取引業免許の有無 有・無  
免許番号[ ]

業 種	1	不動産業
	2	建設業
	3	金融保険業
	4	製造業
	5	商業
	6	運輸業
	7	その他

土地取引に係る回答について

さきに照会のありました土地取引の内容について、下記のとおり回答します。

記

1	土地の所在	
2	面 積	m <sup>2</sup>
3	契約金額	(土地) 円 (単価 円/m <sup>2</sup> ) (建物・工作物等) 円
4	所有権等の移転等の原因	(a) 売買 (b) 交換 (c) 代物弁済 (d) その他 ( )
5	取引についての特別な事情	
6	契約年月日	
7	土地の利用目的	
8	宅地建物取引業者が介在している場合は、その所在地、名称	(所在地) (名称)
9	不明事項に対する説明	

(回答その2)

※国土利用計画法の規定に反し、事後届出について虚偽の届出を行なったものである場合においては、以下についても記載し、必要書類を提出してください。

1 0 このような行為を行なうに至った理由	
1 1 必要書類	土地売買等の契約書の写し

(回答その1・その2)

記入要領

項目	記入内容
1 土地の所在	■取引を行った土地の所在
2 面積	■取引を行った土地の面積
3 契約金額	■契約により支払われた金額 ※(土地) 基本的には土地だけの代金を記入してください。ただし立木等も含めた土地として契約された(契約書に土地代金、立木等と区別して表記していない)場合は全体の契約金額を記入してください。 ※(建物・工作物等) 土地取引に関連して、そこに存する工作物等(立木、建物、庭石等)の取引がなされた場合で、契約書にその旨が記載してある場合に、金額と工作物等の種類を記入してください。土地代金に含まれるなど、特に表記していない場合は「なし」と記入してください。
4 所有権移転等の原因	■今回の所有権等の移転がなされた原因 ※その他の場合は、原因(例えば「相続」等)を記入してください。
5 取引についての特別な事情	■特別な事情 ※例えば、破産法、会社更生法等に基づく手続等において裁判所の許可を得て行われている場合や、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売である場合等は、その旨を記入してください。特別な事情がない場合は「なし」と記入してください。
6 契約年月日	■契約が締結された年月日
7 土地の利用目的	■譲り受けた土地の利用目的 ※例えば、別荘地分譲、山林育成、建築物建築、資産保有等を記入してください。
8 宅地建物取引業者が介在している場合はその住所、氏名	■今回の取引に仲介の手続等を行った宅地建物取引業者の住所及び氏名 ※宅地建物取引業者が介在している場合は通常契約書の当事者署名・捺印欄の下等に表記があります。表記していない場合は「なし」と記入してください。
9 不明事項に対する説明	■不明事項に対する説明
10 このような行為を行うに至った理由	■このような行為を行うに至った理由 ※第2条第2号の行為は国土利用計画法の規定に反しています。このような行為を行うに至った理由を記入してください。

第 号  
年 月 日

様

各務原市長



土地取引に係る事情聴取について

あなたが行った下記の土地取引については「土地取引に係る照会について（ 年 月 日付け第 号）」において照会し、 年 月 日付けで回答を頂きました。詳しくお聴きしたいことがありますので、下記のとおり来庁してください。

記

1 土地の所在	
2 面接日時場所	(日時) (場所)
3 お聴きしたいこと	
4 持参書類	

※ 当日、来庁できない場合は、次のところへ御連絡してください。



第 号  
年 月 日

様

各務原市長



注 意 書

あなたが行った下記の土地取引は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定に違反したものです。

今後、土地取引に当たっては、国土利用計画法を遵守し、再び違反を犯すことのないよう厳重に注意します。

ついては、別紙により、始末書、改善計画書（※原則として法人の場合に記載）を 年 月 日までに提出してください。

なお、再び、違反をくり返すようなことがあれば、告発その他の厳しい措置を取ることを念のため申し添えます。

記

1 土地の所在	
2 契約年月日	
3 契約の相手方	(住所) (氏名)

第 号  
年 月 日

様

各務原市長



国土利用計画法の規定に基づく土地売買等届出について（無届取引）

年 月 日付けで回答のあった、あなたが行った下記の土地取引については、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定により、土地売買等の契約を締結した日から起算して 2 週間以内に土地売買等の届出が必要であったにもかかわらず、届出がなされなかったものです。

今後、一定面積以上の土地売買等の契約を締結する場合には、法を遵守し、届出を行うようにしてください。この届出がなされない場合、法の規定により罰せられることがあります。

記

1 土地の所在	
2 面 積	m <sup>2</sup>
3 契約の相手方	(住所) (氏名)
4 契約年月日	
5 付記事項	

第 号  
年 月 日

様

各務原市長



国土利用計画法の規定に基づく土地売買等届出について（虚偽届出）

年 月 日付けで回答のあった、あなたが行った下記の土地売買等届出等に係る土地取引については、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定に反し、事後届出について、虚偽の届出を行ったものです。

今後、一定面積以上の土地売買等の契約の届出等に当たっては、法を遵守し適正な手続を取るようにしてください。今後も同様な行為が行われた場合、法の規定により罰せられることがあります。

記

1 届出等の日付	
2 土地の所在	
3 面 積	m <sup>2</sup>
4 契約の相手方	(住所) (氏名)
5 契約年月日	
6 付記事項	

第 号  
年 月 日

様

各務原市長



国土利用計画法の規定に基づく土地売買等届出について（期間経過後の届出）

年 月 日付けで届出のあった、あなたが行った下記の土地取引については、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定により、土地売買等の契約を締結した日から起算して2週間以内に土地売買等の届出が必要であったにもかかわらず、届出書が期間内に提出されなかったものです。

今後、一定面積以上の土地売買等の契約を締結する場合には、法を遵守し、届出を行うようにしてください。この届出がなされない場合、法の規定により罰せられることがあります。

記

1 土地の所在	
2 契約年月日	
3 契約の相手方	(住所) (氏名)
4 付記事項	

年 月 日

（宛先）

各務原市長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

始 末 書

当社（私）が、 年 月 日付けで行いました下記の土地取引については、国土  
利用計画法第 2 3 条第 1 項の規定に違反する土地取引でありましたことを謝罪いたします。  
今後一切このような行為を行わないことを誓約いたします。

記

1 土地の所在	
2 土地の面積	m <sup>2</sup>
3 契約の相手方	（住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）） （氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名））
4 法違反を犯した原因	

年 月 日

(宛先)

各務原市長

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

印

改善計画書

当方では、土地取引に当たって国土利用計画法を遵守し、再び違反を犯すことのないようにするため、下記のとおり改善計画を策定しましたので報告します。

記

法遵守に向けた 今後の対策	(具体的に記入)
------------------	----------

年 月 日

（宛先）

各務原市長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

（担当者 連絡先 ）

是正措置完了報告書

当社（私）が、 年 月 日付けで行いました下記の土地取引については、別紙のとおり指導に従つて是正いたしましたので、添付書類を添えて報告します。

記

1 土地の所在	
2 土地の面積	m <sup>2</sup>
3 契約の相手方	（住所）（法人にあつては、主たる事務所の所在地） （氏名）（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

第 号  
年 月 日

司法警察員 様

各務原市長 

告 発 状

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）違反事案について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により、下記のとおり告発します。

記

1 被告発人

住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

2 告発すべき事実

3 適用法条

国土利用計画法第 条第 項違反、同法第 条第 号該当

4 告発の事実を証明すべき資料



第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

各務原市長



年無届取引等の把握調査の結果について

年における無届取引等の把握調査については、下記のとおり調査結果がまとまりましたので、各務原市無届取引等事務処理要綱第9条の規定により報告します。

記

1 当該年中（1月から12月まで）に把握した事案に係る措置状況（件数）

指導通知	文書注意	告 発	不 明	未措置	合 計
	※うち是正指導を行った事案 ( )				

2 前年中に把握した事案で前年分の措置結果の報告時点において処理中（未措置）であった事案に係る措置状況（件数）

指導通知	文書注意	告 発	不 明	未措置	合 計
	※うち是正指導を行った事案 ( )				